

三種町国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき、三種町国民保護計画の一部を次のように変更する。

第1編第5章を次のように改める。

第5章 国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等（緊急対処事態）を対象とする。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）

※武力攻撃事態の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	<p>【事態様相】</p> <p>他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難さ</p>

	<p>せるとともに、広域避難が必要となる。</p> <p>広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。</p>
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【事態様相】</p> <p>我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。</p> <p>都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）の使用も想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。</p>
(3) 弾道ミサイル攻撃	<p>【事態様相】</p> <p>弾道ミサイルに各種の弾頭を登載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を特定することは困難である。</p> <p>さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が衷心となる。</p>
(4) 航空攻撃	<p>【事態様相】</p> <p>周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃は意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。</p>

	<p>航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。</p>
--	---

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N:Nuclear weapon）、生物兵器（B:Biological weapon）、化学兵器（C:Chemical weapon）のこと。）を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

<p>大量破壊兵器を使用 しての攻撃 (NBC攻撃)</p>	<p>①核兵器等（N）</p> <p>【事態様相】</p> <p>被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。</p> <p>放射性降下物による被害は一時的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。</p> <p>また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【留意事項】</p> <p>避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域の立入制限を確実にを行い、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。</p> <p>また、核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
--	--

	<p>②生物兵器（B）</p> <p>【事態様相】</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。</p>
	<p>③化学兵器（C）</p> <p>【事態様相】</p> <p>化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>国、県等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。</p>

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、次の事態をいう。

<p>緊急対処事態</p>	<p>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 （事態対処法第22条）</p>
---------------	---

また、緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本方針により示されており、それぞれの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

<p>事態分類</p>	<p>想 定</p>
-------------	------------

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 【事態様相】 ・爆発、火災の発生 ・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障
	【事態例②】 ・危険物積載船への攻撃 【事態様相】 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	【事態例③】 ・ダムへの攻撃による破壊 【事態様相】 ・下流域に及ぼす被害が多大
(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	【事態例】 ・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線等の爆破 【事態様相】 ・爆破による被害が多大
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・放射性物質を混入させた爆弾(ダークマター)等の爆発による放射能の拡散 【事態様相】 ・爆発の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被ばく
	【事態例②】 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 【事態様相】 ・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	【事態例③】 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 【事態様相】 ・風下に拡散し、人的被害が発生
	【事態例④】 ・水源地に対する毒素等の混入 【事態様相】 ・飲料水摂取による人的被害 ・農作物等への被害

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	【事態例】 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ 【事態様相】 ・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が拡大
--------------------------------	--

第2編第1章第4-3 (1) 様式第1号の次に次の様式を加える。

様式第2号 (第1条関係)	
安否情報収集様式 (死亡住民)	
記入日時 (年 月 日 時 分)	
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日 本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	
<p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に添って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。</p> <p>(注3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。</p>	

⑩の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

第2編第1章第4-4(1)の様式を次のように改める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した		による被害(第 報)		年 月 日 時 分		三 種 町	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 三種町 番地 (北緯 度、東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第2編第1章第5-2(1)中「連携を図る」を「連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める」に改める。

第3編第4章第2-3(13)の次に次の1号を加える。

(14) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

同章第2－3 弾道ミサイル攻撃の場合の※印中「困難である。このため」を「困難であり、また」に、「このため、すべての」を「このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての」に改める。

第3編第6章2中「安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面」を「安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面」に改める。